

全国 保健師長会 だより

【福岡県支部】
在宅医療推進事業の展開事例を通じた
事業評価のあり方に関する研究

福岡県では、平成22年度から全保健所で地域の特性や課題に応じた在宅医療推進事業を展開してきました。事業推進にあたっては事業評価指標（以下、「評価指標」という）の作成を試みてきましたが、項目が多いことや実測しにくい等の理由から継続的な活用に至っていませんでした。そこで、本研究では、本事業におけるびきりや評価指標を見直し、活用性の高いものを作成することにしました。

方法は、県庁医療指導課が評価指標の検討委員会（保健師6人、研究者1人）を設置し、22年度に作成した評価指標について整理した結果を基に、県保健所および県庁の在宅医療推進事業を担当した41人を対象に自記式質問紙調査を実施しました。デルファイ法を用いて、2回の調査を実施し、1回目は、あらかじめ検討した100項目の評価指標が在宅医療推進の評価指標として、「不要である」「それほど重要ではない」「重要である」「非常に重要である」の4択法で尋ねました。「非常に重要である」「重要である」の合計が95%以上であった項目を、より重要であると合意が得られた項目としました。2回目の調査は、1回目の調査で絞られた大項目ごとに重要な項目を2項目ずつ選んでもらいました。

最後に、今回、プロセス評価の指標が、アウトカム指標に影響するかは明らかにできていないため、今後も検討が必要です。

（文責＝福岡県支部 森松 薫）

【島根県支部】
障がい者虐待の予防および
啓発のあり方調査研究報告

平成26年度

全国保健師長会調査研究事業報告

【福岡県支部】【島根県支部】

全国保健師長会 会長 鎌田 久美子

果を基に、県保健所および県庁の在宅医療推進事業を担当した41人を対象に自記式質問紙調査を実施しました。デルファイ法を用いて、2回の調査を実施し、1回目は、あらかじめ検討した100項目の評価指標が在宅医療推進の評価指標として、「不要である」「それほど重要ではない」「重要である」「非常に重要である」の4択法で尋ねました。「非常に重要である」「重要である」の合計が95%以上であった項目を、より重要であると合意が得られた項目としました。2回目の調査は、1回目の調査で絞られた大項目ごとに重要な項目を2項目ずつ選んでもらいました。

タビユー調査を実施しました。なお、本研究の実施にあたっては、東北大学大学院医学系研究科倫理審査委員会の承認を得ました。調査回答者数は1回目38人、2回目41人で、職種は保健師が36人（87.8%）と最も多く、実務年数は平均26.4年（標準偏差10.0）で、在宅医療担当年数は平均2.9年（標準偏差1.9）でした。

表 在宅医療推進事業評価指標を用いた評価（10項目）

大項目・中項目	小項目
住民への普及啓発	(1) 住民は、在宅（自宅・施設）が看取り場所（療養場所）の選択肢であることを理解できる
在宅療養支援診療所・病院	(2) 24時間対応可能な診療所・病院が増える
訪問看護事業所	(3) 24時間対応可能な訪問看護事業所が増える
薬局	(4) 訪問可能な薬局が増える
歯科診療所	(5) 医療ニーズの高い在宅療養者の口腔ケアを行う歯科診療所が増える
病院	(6) 退院前カンファレンス（地域のサービス提供者参加）を行う病院が増える
高齢者施設	(※) 施設看取りに積極的な施設が増える ※(10)に含む
訪問介護事業所	(7) 特定行為（たん吸引や経管栄養等）ができる介護職員数が増える
地域包括支援センター	(8) 地域包括支援センターがかかわる利用者のうち在宅医療/在宅看取りを希望する利用者数が増える
市町村	(9) 在宅医療・介護連携の課題抽出と対応についての協議の場がある
事業全体の成果（アウトカム）	(10) 在宅（自宅・施設）看取り数（率）が増える ※在宅療養支援診療所や訪問看護事業所の看取り数（入院後、2週間以内死亡を含む）が増える

夕分析や地域課題を俯瞰してみる力を向上させる必要があることが今後の課題として挙げられました。今回絞り込んだ10項目の評価指標について、これまでの在宅医療推進事業の評価を行ってみたいところ、い

松江市では、障がい者の虐待相談に際して、平成24年度に障がい者虐待防止法（以下、「法」という）が施行されたことは知っていても、虐待の認識が障がい者本人（以下、「本人」という）・養護者、福祉施設従事者ともに低く、障がい特性から生じる言動に対し、しつけ（指導）をするためには、体罰や暴言もやむを得ないという認識の方が多い状況でした。そこで、全国保健師長会の調査研究事業を活用し、本人および養護者、福祉施設従事者等に法の認知度や虐待の要因等についてのアンケートを行い、その実態に応じた啓発活動を行うことを目的に本事業を実施しました。

神障がい者38.3%、知的障がい者が47.0%、身体障がい者65.5%と障がい種別に関係なく、他の虐待類型より「知っている」と回答しています。これは身近な事例を踏まえての回答なのか今後検証していく必要があります。福祉施設従事者の認知度は、正規職員の73.0%が知っており、非正規職員は63.0%と差があります。勤務年数で認知度を見ると、10年以上が87.0%に対し、4年～9年は72.2%で、1年～3年になると49.2%と勤務年数が短いほど低くなっています。

23.0%である一方、本人の30.0%は自身が虐待を受ける可能性が「ある」と回答しており、差が見られます。虐待の見聞の有無については、養護者14.0%、福祉施設従事者37.0%、本人25.0%が「ある」と回答しています。福祉施設従事者の虐待発生要因としては、「障がい特性の理解不足」27.5%、「利用者の対処困難な行動」23.9%で半数を占めたほか、「職員の人間関係」「利用者との人間関係」「家族・友人関係」と回答しています。

回収率は、本人および養護者60.7%（424人）、福祉施設従事者90.2%（433人）、同施設管理者88.0%（22人）でした。法の認知度は、本人20.2%、養護者34.2%、福祉施設従事者69.3%と本人および養護者の認知度はかなり低い状況でした。本人の障がい種別では、精神障がい者15.5%、知的障がい者15.4%、身体障がい者34.7%でした。虐待種別に関する認知度のうち「性的虐待」については、精

法を知る手段としては、本人はTV54.9%、パンフ・新聞等31.1%の順で、養護者はパンフ・新聞等58.1%、TV32.3%の順となり、福祉施設従事者は、パンフ・新聞等39.4%、その他24.7%、講演会20.8%の順でした。虐待の発生要因について、養護者は「介護疲れによるもの」32.0%、「介護者の体調不良」23.0%、「家族の協力なし」13.0%と養護者の介護力によるものが半数を占めていました。現段階で虐待をする可能性については、養護者12.0%、従事者

これらの結果から、障がい者の人権を守るためには、本人はもとより養護者、福祉施設従事者等への周知を徹底することが重要であることから、福祉施設事業所や親の会等との連携を図り、障がい種別のテキストの作成や研修計画を作成し、確実に実行することが必要と考えます。また、福祉施設従事者等には、勤務年数や研修受講との関連性が高いことから、新人期における研修や人材育成の体制整備を進めるための研修会の開催やマニュアル等の整備を行い、周知を図っていくことが重要と考えます。

（文責＝島根県支部 米田 祝子）